

○法政大学大学院特定課題研究所特任研究員に関する運用細則

規定第971号
一部改正 2014年12月24日

(目的)

第1条 この運用細則は、法政大学大学院特定課題研究所に関する規程（以下「規程」という。）第8条第3項に基づき、大学院特定課題研究所特任研究員（以下「大学院特任研究員」という。）に関する細目を定める。

(資格)

第2条 大学院特任研究員は、修士課程修了者以上又はこれと同程度の研究能力を有する者とする。

(大学院特任研究員の委嘱)

第3条 大学院特任研究員の委嘱は、特定課題研究所長の推薦を得て、総長が行う。

(委嘱期間)

第4条 大学院特任研究員の委嘱期間は、原則として1年以内の年度末とする。ただし、数年間にわたる共同研究等においては、当該共同研究が終了するまでの期間とすることができる。

(研究計画及び委嘱計画書等の提出)

第5条 大学院特任研究員の委嘱を希望する特定課題研究所長は、研究計画及び委嘱計画書等を大学院委員会議長に提出するものとする。

(待遇)

第6条 大学院特任研究員には、経済的援助は行わない。ただし、必要に応じて謝金を支払うことができる。

2 大学院特任研究員には、図書館及び資料室の利用等、研究上の便宜を提供する。

(名称)

第7条 大学院特任研究員に対しては、特定課題研究所の意向に基づき、適宜名称を付与することができる。

(運用細則の改廃)

第8条 この運用細則の改廃は、大学院委員会の議を経て、総長が行う。

付 則

1 この運用細則は、2008年8月1日から制定施行する。

2 この運用細則の施行に伴い、法政大学大学院特定課題研究所客員研究員に関する運用細則（規定第674号）は、2008年7月31日をもって廃止する。ただし、2008年7月31日までに委嘱した客員研究員については、承認されている委嘱期間中に限り旧名称を使用することができる。

3 この運用細則は、2014年12月24日から一部改正し施行する。

(追48)